

第1回教育委員会会議

令和5年1月24日
午後3時30分
市会第6委員会室

案 件

報告第3号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか
かかる対応状況について

■教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応等について

| 受付番号 | 9つの方向 | ご意見・ご提案内容 | | 担当課 | 教育委員会の見解（案） | 具体的な対応策等 |
|------|-------|--|---|----------------------------|---|---|
| | | 現状の課題等 | 提案・改善策等 | | | |
| 1 | その他 | <p>現在、学校事務職員が単数配置が増えている背景のなか、学校徴収金の出納責任者が教頭（主に中学校）、教員（主に小学校）にならざる負えない負担感と実情との乖離が課題である。学校徴収金業務は、会計処理にあたって相互に牽制できるようにする必要があり、校長は、収入・支出の事務を行なう収支責任者と出納の事務を行なう出納責任者を定めるよう学校徴収金会計基準に定められている。</p> <p>出納責任者の業務概要は、収支担当者が保護者から収納した徴収金や業者等へ支払う出金等を確認し、金融機関へ赴き入金、出金する役割である。</p> <p>（学校財務会計システム業務マニュアル 学校徴収金 第4章、第6章参照）</p> <p>では、実際学校で教頭や教員が入金、出金に金融機関へ行くのかという収支担当者である学校事務職員が行っており、マニュアルと乖離した状況が数十年と放置されている。また、学校事務職員が行くのであれば負担感がないように思われるかもしれないが、業務システム上は、出納責任者としての役割があり、決裁などの操作があり、帳票が出納責任者でしか出力できないものがあり、毎月会計検査を事務職員にせかされて実施しているなど、校務処理の合い間に事務処理が発生するため、実際の操作等による負担よりも教頭や教員としての本来の業務ではないことをやらされている感があり、精神的な負担感が高いものと考えられる。なお「相互牽制」の思想は重要なものであるが、現在、公金安全管理や学校間連携など校内及び校外において、出納をチェックする機能があり、学校徴収金の出納を2重、3重にチェックしていることも業務として無駄があると考ええる。何より実情との乖離は、業務マニュアルに記載されていることは「書いているだけ」「綺麗ごと」のような教育委員会事務局からの指示等に対して信頼を失うところに影響がでるため、大きな課題だと捉えていただきたい。</p> | <p>提案</p> <p>1 学校徴収金会計基準を改訂し、収支責任者と出納責任者という事務組織の文言を削除する</p> <p>2 収支責任者と出納責任者を同一人物が担えるようにする</p> <p>1の提案は今までの考え方に基づいて構築された業務システムへの影響が多いと思われるため、2の提案であれば、システム上同一人物が担当できないよう制限しているところを解除するだけでよいと想定しており、影響が少ないと考える。また、複数学校事務職員が配置されているところは「相互牽制」を継続すればよいので、システムだけではなく業務マニュアルや帳票への影響も少ないと考える。</p> <p>是非とも改善に向けて対処をお願いしたい。</p> | <p>学校運営支援センター 学務担当</p> | <p>・提案1および2につきましては、会計事故を防ぐための複数人によるチェック体制という仕組みを維持する必要があるため、実施できないと考えます。</p> <p>・ただし、教員等の事務負担については、事務局も認識しています。現在、右記のとおり、対応の検討を進めているところであり、ご提案の趣旨が実現できるよう、教頭及び教員が収支責任者や出納責任者を担うことなく会計チェックができる体制の構築を検討してまいります。</p> | <p>・共同学校事務室の開始（令和5年度全市実施予定）</p> <p>・これまでは、各学校における事務組織体制を中心に整備しておりましたが、共同学校事務室を全市実施することにより、共同学校事務室の構成校内の事務職員を兼務発令し、事務職員による事務組織体制を整備します。</p> <p>・共同学校事務室の開始により、例えば、単数配置校においては、共同学校事務室等に在籍する事務主任等が収支責任者・出納責任者のいずれかを担うなどして、会計事務の知識や専門性を持った事務職員で相互に牽制できるようにし、複数人によるチェック体制という仕組みは維持しつつ、教員等の負担を軽減することを令和4年度中に検討してまいります。</p> <p>・今後とも、教員等の負担軽減をめざすとともに学校事務職員の専門性を最大限に活かした体制づくりに向け、検討を進めていきたいと考えております。</p> |

| 受付 番号 | 9つの 方向 | ご意見・ご提案内容 | | 担当課 | 教育委員会の見解（案） | 具体的な対応策等 |
|----------|--|--|---|--------------------------------------|---|---|
| | | 現状の課題等 | 提案・改善策等 | | | |
| 2 | 7人材 の確 保・育 成とし なやか な組織 づくり | <p>修学旅行等に係る積立金の徴収業務を他都市のように旅行者へ委託できないことが課題と考える。 正しくは、現状でも学校長の権限において、旅行者へ委託契約することは可能だと考えるが、就学援助費の支給は、第2条1-(1)で「積立金会計で執行する」と規定されているため、旅行者へ委託すると積立金会計ではなくなり修学旅行費が就学援助費から支給されない可能性が高いため、保護者への影響が大きいことから委託できないものとなっており課題と考える。その結果、督促業務が発生し、管理職及び教員、事務職員に負担が生じている。</p> | <p>提案 ・修学旅行等に係る積立金の徴収業務を旅行者へ委託できるよう学校徴収金の業務マニュアル等を更新する。 ・現状どおり就学援助費から援助が支給されるよう「大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱」を改訂する。 ※サンプル文書あり（旅行者提供保護者あて文書）</p> <p>改善 業者決定に関する仕様書等について留意すべきことは多々あるが、実現することで積立金に関しては、督促業務が無くなることになり業務が減となるうえ、不要な現金の取扱い等による会計事故のリスクも大幅に減じることができる。また、分割引き落としや一括引き落とし、直前払いなど保護者側のメリットも多く市民満足度向上にも繋がると考える。</p> <p><旅行者から聞き取った他都市の状況> 豊中市、吹田市、交野市は、旅行者へ委託するのが主流 東大阪市、大東市は、導入はしているが学校ごとで異なる 大阪市皆無</p> | <p>学校運営 支援 センター 学務担当</p> | <p>・ご指摘の提案につきましては、以下の理由により、現時点では、大阪市では導入しておりません。</p> <p>【理由】 ・旅行者に確認したところ、業者は保護者に請求書を郵送する対応は行うものの、電話等による督促は実施しないため、未納者への督促業務は学校が行うことになり、「督促業務の減少」にかかる効果は限定的にとどまるものと考えられます。 ・学校で徴収を行っている場合と異なり、転校等により途中解約の場合には手数料が発生することを確認しています。 ・修学旅行等にかかる積立金の徴収業務を担うことのできる旅行者が、現時点で事務局で承知している限りでは数社に限定されてしまい、競争性が働かないといった問題があります。</p> <p>・ただし、督促業務にかかる事務負担については、事務局としても認識しており、右記のとおり、検討を進める方向で考えております。</p> | <p>・徴収業務を旅行者へ委託している他都市や旅行者等への聞き取りを行うとともに、仕様書の工夫により教員等の督促業務の減少といった負担軽減が見込めるのか、また児童生徒や保護者への新たに不利益が発生しないかについても精査を行ったうえで、導入についての検討を行い、必要に応じて学校徴収金の業務マニュアル等を更新いたします。</p> |

| 受付番号 | 9つの方向 | ご意見・ご提案内容 | | 担当課 | 教育委員会の見解（案） | 具体的な対応策等 |
|------|--------------------|---|---|--|---|---|
| | | 現状の課題等 | 提案・改善策等 | | | |
| 3 | 9 家庭等と連携・協働した教育の推進 | <p>行事の度に学校周辺の公道に保護者が自転車を駐輪しており、その対応のため教職員の負担が大きい。</p> <p>公道への駐輪の結果、歩行者の通行に支障をきたし、通行人や地域の方からご意見をいただくことがある。数年前には、警察から学校周辺の自転車をなくすよう指導を受けたこともある。その後、やむを得ず運動場に駐輪場を設けてきたが、駐輪する保護者がさらに増えてしまった。</p> <p>駐輪場の設営・管理等で負担が大きいため、本年度は運動場に駐輪場を設けていないが、そうすると以前のように学校周辺にとめるケースが増えている。対策として「自転車での来校はせず徒歩で来てください」と繰り返し手紙を配布しお知らせしてきた。また駐輪禁止の張り紙、コーンやロープを設置しているが、駐輪がやまない。</p> <p>学校側で自転車を勝手に移動させることは法的にできないため、板挟みになっている。</p> | <p>1. 放置自転車を減らすための路面シートを児童がデザインし設置している事例が市内で見受けられるが、同様のシートを学校周辺に設置することは可能か。</p> <p>2. 児童や生徒だけでなく家庭に対しても、公道上の駐輪は違法であることや自転車を使用する上でのルール・マナーの周知徹底、また取り締まりの強化等を委員会や市として行えないか。</p> | <p>1 総務部教育政策課</p> <p>2 指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）</p> | <p>1 ご提案の内容につきましては実施可能であり、具体的な手続きにつきましては、右記をご参照ください。</p> <p>2 児童生徒に交通安全教育として、自転車を使用する際のルール・マナーについて指導するとともに、各校の実情に応じて、自転車のマナーアップ推進に向けたポスターを掲示するよう依頼しております。なお、取り締まりの強化等については、条例上、学校周辺は「自転車放置禁止区域」に指定されていないため、市として撤去等はできないと考えております。</p> <p>ただ、教職員の負担については事務局も認識しているため、自転車で来校する際のマナーについての周知を行う等、学校への支援を検討してまいります。</p> | <p>1 路面シートについては、市道であれば建設局管理課（問合せ先：6615-6678）へ連絡し、設置するシートについて調整した上で道路占用許可を申請し、許可がおりれば設置することが可能であることを確認しております。</p> <p>2 教育委員会事務局として、今後、自転車交通ルールの遵守やマナーの向上に係る周知する際、併せて、自転車にて来校する際のマナーについても周知することを検討してまいります。</p> <p>また、教育委員会事務局から各校あてに発出している事務連絡（下記参照）等を活用し、管理職およびPTA役員等の協力のもと、保護者会や保護者が学校に集まる機会において、違法駐輪や迷惑となる駐輪の追放に向けた啓発活動を行うなどの方法を、学校の実情に合わせて検討していただけないかと考えております。</p> <p>【参考となる事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年10月11日事務連絡「令和4年『自転車マナーアップ強化月間』等の推進及びポスター掲示について（依頼）」 ・令和4年11月14日事務連絡「自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等の周知について（依頼）」 |

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進